

徳地地域づくり協議会で除雪サービスを行います

除雪サービスは、高齢の方や障がいのある方が、通院や買物などの外出時に支障となる、道路に面した出入口部分（間口）と玄関先までの通路部分（敷地内）の雪を地域の協力員が除雪する事業です。地域協力員は、地域のご近所の方々をはじめ、団体など幅広い市民のみなさんであり、地域の支え合いとしてご協力いただいています。



除雪の内容

除雪する場所

住宅の出入口から直近の公道までの通路部分で歩行に支障のない180cm程度の幅を除雪します。除雪は1カ所のみとし、車庫前は除きません。

実施期間

平成27年12月1日（火）～平成28年3月31日（木）

除雪を実施する時間

実施時間は要望を受けてから実施となります。利用者からの時間指定はできません。なお、大雪等やむを得ない場合には、実施が遅れることもあります。また、除雪の実施は1日1回とします。

敷地内の通路部分が著しく長い場合、除雪内容（範囲や時間帯等）についてご相談させていただく場合がありますので、予めご了承ください。



利用対象者

自力で除雪をすることが困難と認められる世帯です。

- (1) 65歳以上の方だけで構成されている世帯
- (2) 重度（1・2級）の身体障がいのある方だけで構成されている世帯
- (3) 65歳以上の方と重度の身体障がいのある方だけで構成されている世帯

利用料負担のお願い

除雪サービスを利用された場合、利用料が必要となります。

利用料は、1時間あたり1,500円（1時間で除雪できなかった場合、30分毎に500円をいただきます）



利用のお申込み

申込先

- ・徳地地域交流センター（徳地山村開発センター内）
- ・徳地地域交流センター各分館（八坂、柚野、島地、串）

*利用申込書に必要事項を記入のうえ、上記のいずれかの場所にお申し込みください。

申込期間

随時受付（平成28年3月31日まで）

- ・利用申込書は徳地地域交流センター、徳地地域交流センター各分館で配布しています。

決定等の通知

申請書受けつけ後に決定または非該当の通知をいたします。

なお、決定等にあたり自力で除雪ができるかどうかの確認や近隣に居住している子等の有無について、確認にうかがう場合もありますのでご了解願います。